

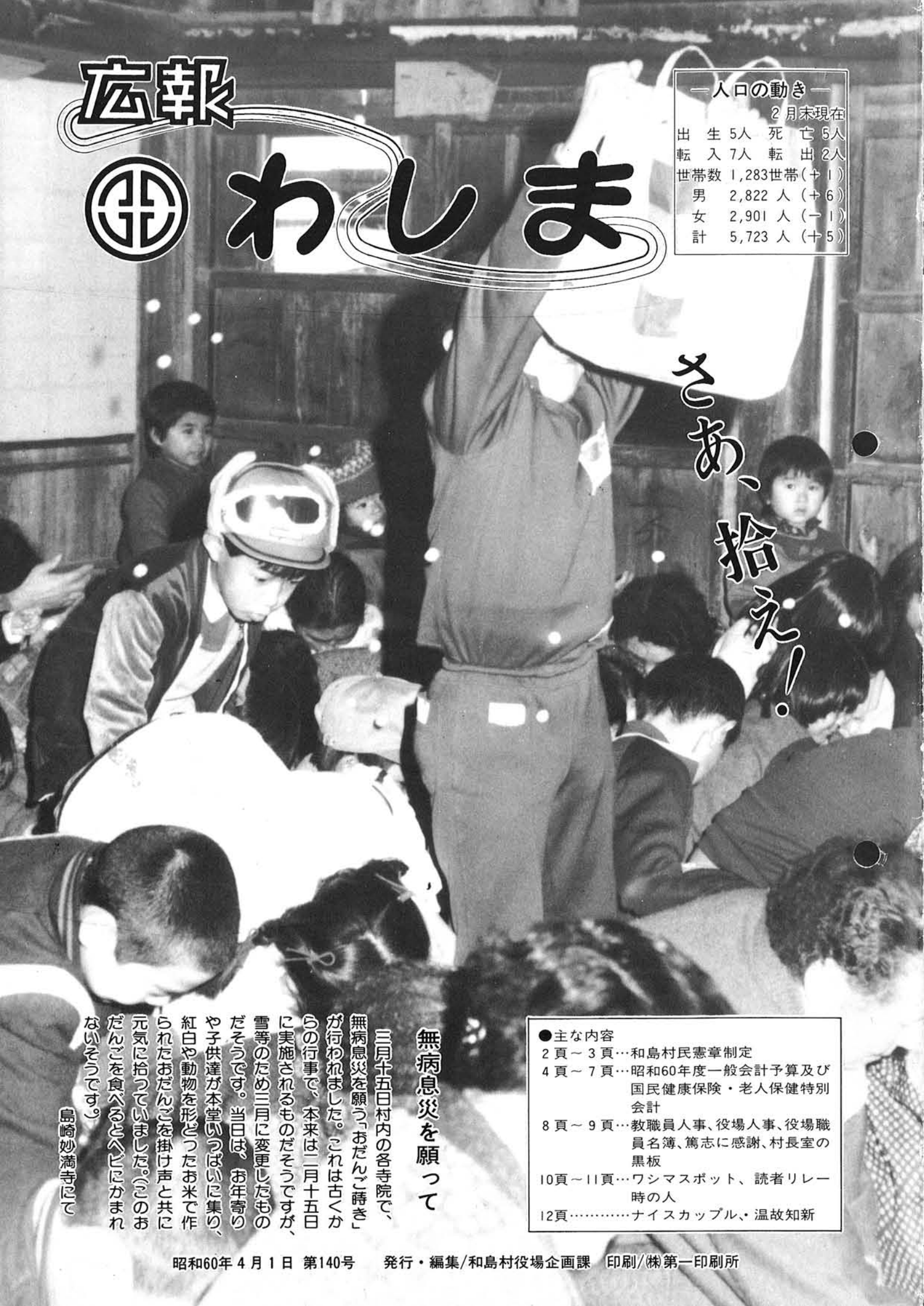
広報



わしま

—人口の動き—

2月末現在	
出生 5人	死亡 5人
転入 7人	転出 2人
世帯数 1,283世帯(+1)	
男 2,822人(+6)	
女 2,901人(-1)	
計 5,723人(+5)	



さあ、拾え!

無病息災を願って

- 主な内容
- 2頁～3頁…和島村民憲章制定
- 4頁～7頁…昭和60年度一般会計予算及び国民健康保険・老人保健特別会計
- 8頁～9頁…教職員人事、役場人事、役場職員名簿、篤志に感謝、村長室の黒板
- 10頁～11頁…ワシマスポット、読者リレー時の人
- 12頁…ナイスカップル、温故知新

三月十五日村内の各寺院で、無病息災を願う「おだんご時き」が行われました。これは古くからの行事で、本来は二月十五日に実施されるものですが、雪等のため三月に変更したものだそうです。当日は、お年寄りや子供達が本堂いっしょに集り、紅白や動物を形どったお米で作られたおだんごを掛け声と共に元気に拾っていました。(このおだんごを食べるとくじにかまれないそうです。)

島崎妙満寺にて

ナイスカップル

わたしが
選んだ人
選ばれた人

剣道が出合い

加勢さん夫妻 (三瀬ヶ谷)



今回は三瀬ヶ谷にお住まいの加勢真人さん(西山町の鉄鋼会社勤務)小津恵さん(西山町歯科医勤務)夫妻です。(世帯主直市さん)結婚されて満四年。現在一歳七カ月の直人君と御両親の五人家族です。真人さんは柏崎市出身のオムコさんです。

——出合いは?——

高校時代の剣道部の先輩・後輩です。卒業して数年後母校の合宿で一緒になり、一年程の交

際期間で結婚しました。

——ダンナさんはどんな人?——

酒もタバコも嗜まない真面目人間なんです。気が短いのが玉にきずです。

——奥さんはどんな人?——

明るく良く気がつきませんが、たまに「ボカ」をするんですよ。

——お互いに望むことは?——

「仕事が忙しく帰日も遅いので、体に気をつけて欲しいです。」と奥さん。「何も言うことはありません。」とダンナさん。

——お互いに点数をつけたら?——

奥さんはダンナさんを80点。

ダンナさんは奥さんを85点。「5点の差は太り過ぎだから」と奥さん。

——何か一言をどうぞ——

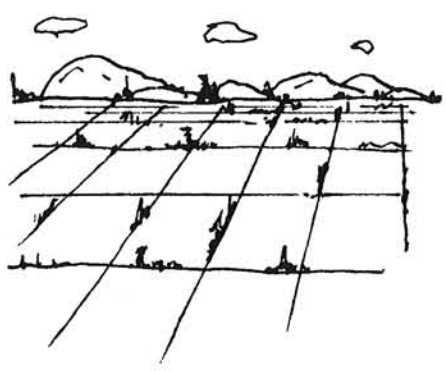
和島村は施設が充実しているのには感謝しております。ただ、近くに子供達が安心して遊べる公園が欲しいですね。

小津恵さんの趣味は料理。いつも真人さんが実験台だそう

です。また、真人さんは、和島剣道教室の指導員で四段、小津恵さんも二段の腕前で、「時間が許せば稽古に参加したい」と思っています。そして、真人さんは「将来家族で剣道をやるのが夢です。」とのこと。今はこの子が家庭の笑いの中心なんですよ。」と優しく見つめる目には、母親の実感が感じられました。インタビュー中冗談の連発で、夫婦というよりも友達という感じの「サワヤカ剣士カップル」でした。

温故知新

近世の検地について



越後においては、上杉氏が天正年間に、刈・貫高制による検地が行われ、続いて文禄の初年に上杉、豊臣が協同にて上杉氏の領地惣検地を実施し、石高制が定着した。その後、慶長三年(1598)上杉氏会津移封後、堀秀治による堀検地。続いて慶長九年から十四年に大々的に行われた慶長検地を以って、幕府の農村政策の基盤が出来上がった。その後天和二年(1682)松平光長改易後、幕府による頸城・刈羽・三島・魚沼四郡のいわゆる天和の検地が大がかりに行われた。

その後もういろいろ行われて来たが、特に蒲原地方は新田開発が進むにつれ、検地をして漏れなく貢米を取り立てた。検地帳はいわゆる土地台帳で水帳。総帳・竿帳等呼名が使われているが、その頃の検地は村毎(今の大字毎)に行われ、記載形式はほぼ同じで、田畑は一筆毎に地名・等級・面積・石高・請人名・検地役人・村役人の署名・作成年月日が明記されている。そして一冊は領主に、一冊は村方に保管し、検地帳に登録された請人名が本百姓であり、その耕地の所有権を認められたかわりに、年貢諸役の納入の責任を負われ、封建支配の基礎的な重要帳簿である。

久住熊三郎氏より (つづく)

村民憲章制定!

和島村の花・木は

「雪割草」と「やぶつばき」に決まる!

村民憲章ができるまで

昭和三十年三月三十一日桐島村と島田村が合併し、新しい和島村が誕生して今年で三十周年を迎えました。(高畑は昭和三十三年編入)

この間、村民は一致協力して村の発展に努力し、今日の和島村を築いてまいりました。

今回、合併三十周年の大きな節目にあたり、村民憲章、村の花、村の木について村民憲章制定委員会に諮問いたしました。

委員会は、村民憲章の草案作成にあたり

- 心身の健康
- 互助・協力
- 勤労
- 教育・教養
- 郷土愛

の項目を示し、十分審議を重ね、昭和六十年三月三十一日制定されました。

この村民憲章、村の木、村の花を目標にして、村民一人ひとりが誇りと責任を持ってこれからの村づくり、人づくりを更に進め、和島村の明るい未来を築いて行くことはありませんか。

村民憲章

は、光と水と緑の美しい自然に恵まれ、先人の努力と英ましく前進している村です。
良寛さまの心をお慕いし、この郷土の、より豊かな繁栄新しい村づくりに励みます。
で考え、みんなで行うべき生活のよりどころをして定め、これを日々の道しるべとします。

たしたちは、心身ともに健康で
 明るい家庭と、活力ある村をつくります。
 したちは、互いに助け合い
 なごやかな家庭と、住みよい村を築きます。
 は、勤労のよろこびを知り
 豊かな家庭と働きがいのある村づくりに努めます。
 たちは、教養を身につけ
 楽しい家庭と向上心を培う人づくりにあたります。
 ちは、郷土を愛し、
 感謝のある家庭と理想のふるさとを実現します。

和島

和島

わたしたちの和島村
知に支えられて、たく
わたしたちはまた、
と幸福を願い、さらに
そのために、みんな
「和島村民憲章」と

- 一 若さにあふれるわ
- 一 平和を愛するわた
- 一 誠実なわたしたち
- 一 すすみゆくわたし
- 一 誇りあるわたした

制定のごあいさつ

和島村長 清野精合

本年は、新生和島村が誕生して満三十年を迎えました。激動の三十年の中で、先人が汗を流して成し遂げてこられた実績の積み重ねによって、今日の和島村があります。更に二十世紀へ向希して歩みを踏み出す節目の年でもあります。私はこの節目の年に当たり、展げゆく希望の二十一世紀に向希し更に大きく羽ばたき、豊かで明るく活力のある村づくりを進めるため「村民憲章」を定め、道標とすべく発意いたしました。このため、村民各層よりなる委

員会を組織して諮問いたしました。委員会に於いては、慎重に検討審議、案文推敲され、五つの条文を柱とした文案の答申を頂きました。よってこれを村民憲章として採択し、公示によって村民の皆様御示しすることになりました。どうぞ御愛唱護持され、次の世代へも受け継いで頂きたいと思ひます。

木は、由緒ある椿の森を始め村内山野に自生する「やぶ椿」を指定いたしました。椿は古代から「吉祥花」おめでたい花として愛用され、長寿、縁結び、夫婦和合から厄よけにいたるまで、およそ人々のあらゆる願望を満たす木とされています。花は、落水海岸沿いに群生する「雪割草」といたしました。清楚な容姿ながらも厳しい雪中に芽をふき、早春の空に匂を漂わせ、力強く息吹く姿は伸びゆく村の象徴であるとも考えます。どうぞ大切に御愛用ください。



やぶつばき



雪割草

財政構造の再編と行政の改革を推進

一般会計予算 **13億8,700万円**

昭和60年度 国保会計予算 **2億3,275万円**

老人保健会計 **2億8,153万円**

昭和六十年度 主要事業

① 統合保育所の建設

既存の三保育所を統合したうえで、幼稚園へ隣接させて建設し、昭和六十一年度から保育を行います。

② 農村生活環境施設の整備

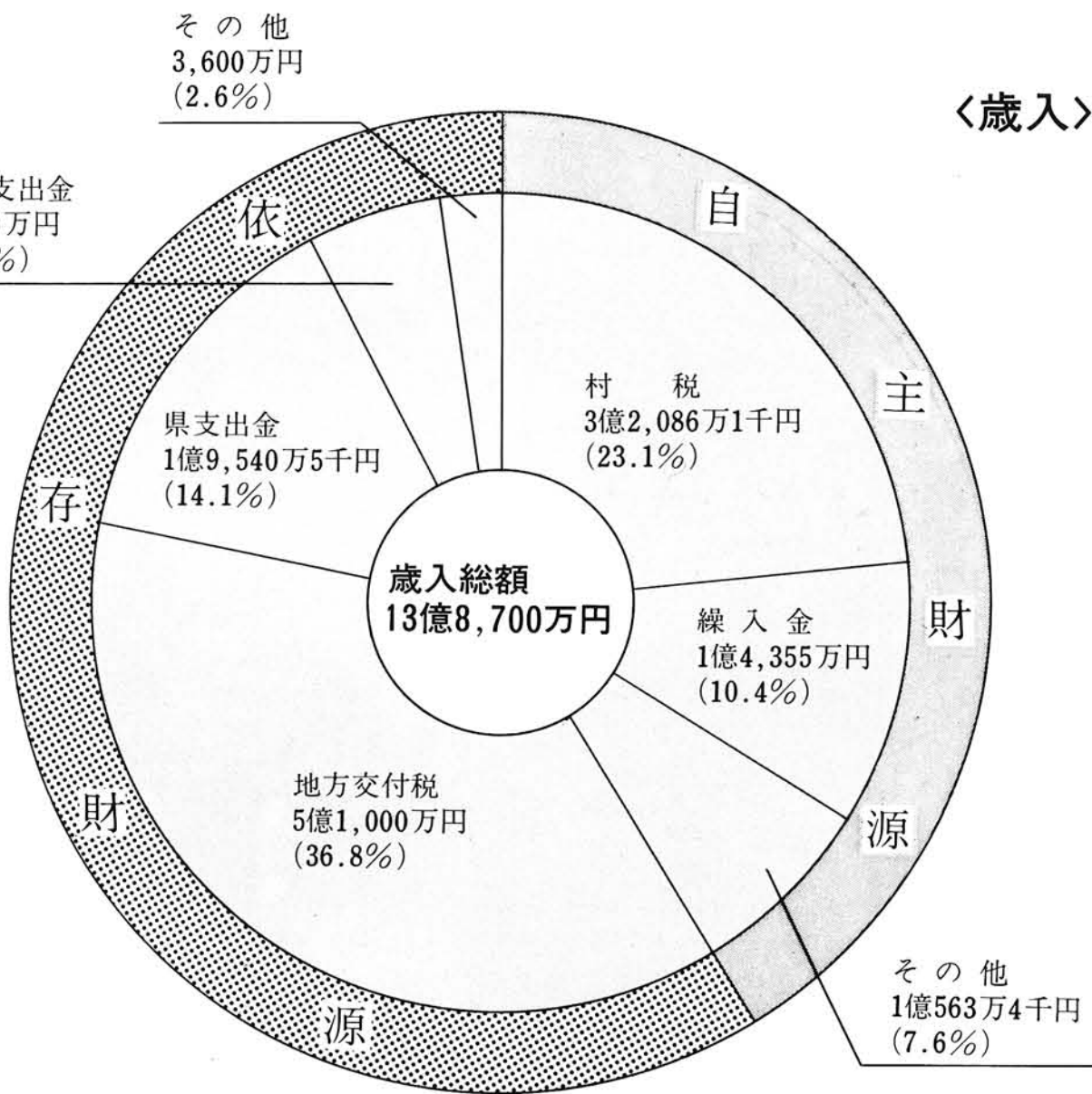
農村地域の生活環境施設を整備するため、昨年度より継続して行ってきた情報連絡施設といた事業が本年度より実施の整備が本年度に完成、また農入ります。

③ 財政の健全化と

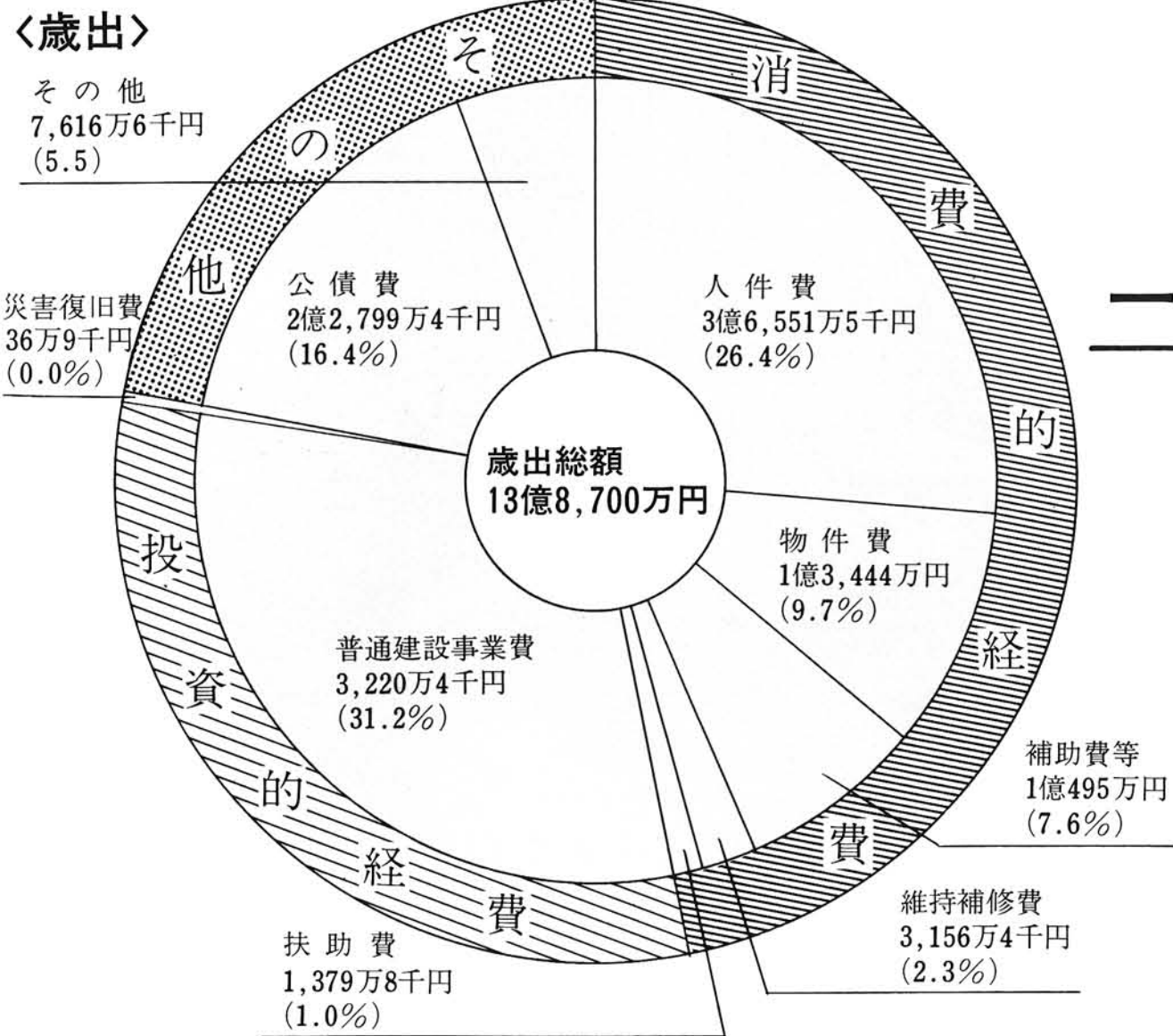
行政改革の推進

国家財政と同様に、地方財政においても病的な歳入不足がつづいており、和島村についても苦しい財政運営を強いられています。特に昭和五十八年度から五カ年間に、借入金依存体質

<歳入>



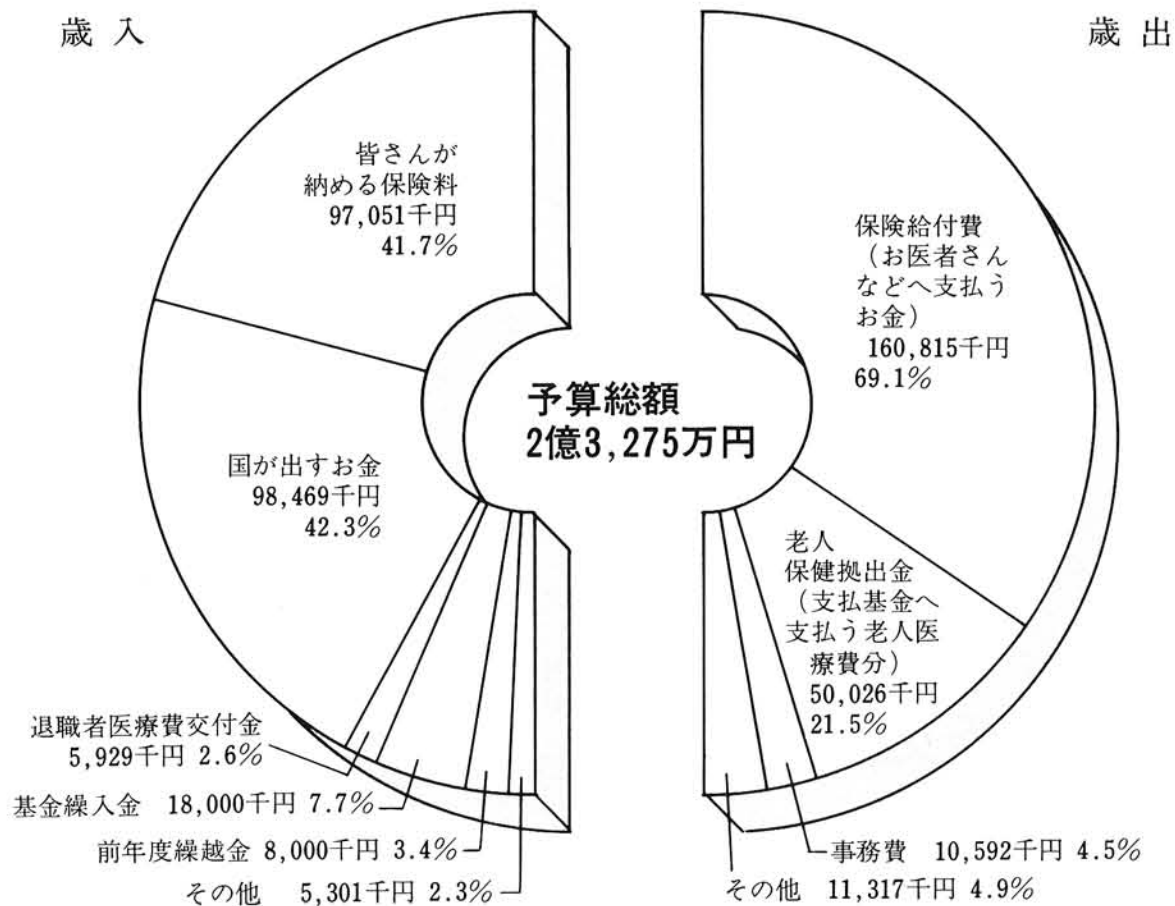
一般会計



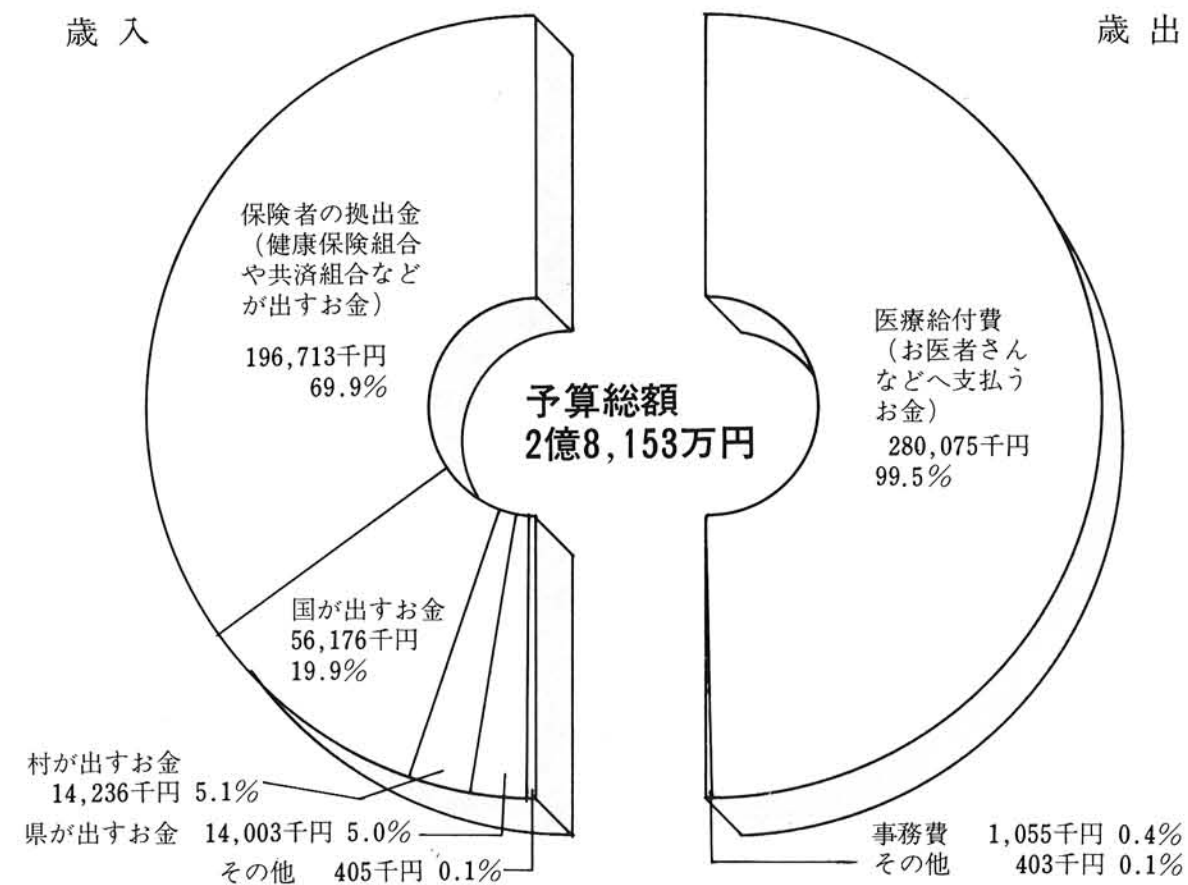
点検は防火のはじまりしめくくり

急ぐほど 減らす燃料 増す危険

昭和60年度 特別会計予算



国民健康保険特別会計



老人保健特別会計

節約と工夫で守るわが家のくらし

村長所信要旨

昭和六十年年度一般会計予算の御審議をお願いするにあたり、村政に対する所信を明らかにするとともに、予算の基本方針とその大綱について御説明申し上げ、議会を通して村民皆様の御理解と御協賛を得たいと存じます。

私は、村長の重責を担って以来「初心を忘れず」、「住みよい生活基盤の整備と、活力があり且つ教育、文化、教養の高い村づくり」を主唱し全力をつくして努力してまいりました。

これからもこの村づくりの基本方針を堅持して、より一層の村民同志のふれ合いを求め、村民総参加の村づくりを定着させ前進させるよう努める所存であります。

さて、昭和六十年は昭和三十年三月三十一日新生和島村として立村してから満三十年に当たります。

終戦後の混乱期も漸く治まった昭和三十年から、経済の高度成長期を経て第一次石油規制による景気低迷期の苦しみを味わい、今日の安定期といわれる八十年代に入ったわけであり、

この三十年間私共和島村の先人がなしとげてきた実績の上に立って、更に体質を改め次の二十年三十年先への人々に引継ぐため、一段と力を尽くさなければならぬ節目の年に当たったわけであり、

当時と今とを数字で対照比較してみますと歳入決算額で約六十一倍、歳出では四十三倍の進展であります。

この三十年間数字が示すように、膨大な資金が投資され、村の力も大きく前進いたしました。歴代の諸先輩が苦心努力を重ねられながら村税等自己財源を調達し、平衡交付金、交付税、国県交付金等依存財源を当て込み、更に後代負担を是とする投資に對しては村債を起し、行政需要に對して今日の和島村を見ているわけです。

私も諸先輩の諸事蹟に倣い、就任以来村民グラウンドを建設し、北辰中学校を移転し、幼稚園、両小学校プール並びにB&Gプールの整備し、最も住民ニーズの強かった六十数キロメートルにおよぶ生活関連道路の改

良整備を進め、住民各位の強いご支援に基づく自己負担による拡幅改良というご協力を得ながらこれを推進してまいりました。これらの事業もその時勢に對し、先行投資を進め、当然の緊急的な事態に對処し、当然の所産として起債充当の比率が上昇いたしました。よって、一応の事業進行の目度をみはからいながら、又将来への事業投資も勘案しながら起債償還を行って来、来たるべき二十一世紀に向けてバネの効いた軽快で動く新しい財政構造にすべく意を決しているところであります。

財政構造の再編と併せて行政の改革推進をはかってまいらなければなりません。

事務事業の見直し、組織機構の簡素化、定員管理の適正化、業務の民間委託、電算導入等について、村内の行政に対する意見を有する方々に卒直なご意見とご審議をお願いして改革を断行し、多様化する行政需要に對しての活性化、住民福祉の増進をはかってまいりたいと考えます。

<p>消防費 5,055万6千円(3.6%) ◎消防積載車購入 200万円</p>	<p>農林水産業費2億5,390万6千円(18.3%) ◎新農業構造改善事業 7,282万4千円 ◎農村地域定住促進対策事業 5,093万8千円</p>	<p>総務費 1億6,472万6千円(11.9%) ◎総務管理費 1億3,035万円</p>
<p>教育費 1億4,713万3千円(10.6%) ◎小学校費 4,308万9千円 ◎中学校費 2,717万2千円</p>	<p>商工費 6,452万2千円(4.6%) ◎持家住宅緊急資金貸付金 750万円</p>	<p>民生費 2億6,982万円(19.5%) ◎保育所建設費 1億8,425万2千円</p>
<p>公債費 2億2,799万4千円(16.4%)</p>	<p>土木費 9,241万円(6.7%) ◎道路橋りょう費 6,904万8千円</p>	<p>衛生費 6,596万5千円(4.8%) ◎各種検診 671万9千円</p>
<p>その他 4,996万8千円(3.6%)</p>		

カギかけは、家族みんなの合言葉

☆ ワシマ ☆

昭和59年度

— 和島剣道教室閉講 —

小学生45名全員昇級!

— 3月22日(金) —



芙蓉の花と愛の募金

— 先着100名様に五十円でおわけいたします —

昨年上桐の小黒忠教さんから「芙蓉の花の苗を村民の皆さんへ」と紅・白三本一束を無償で100名様にお譲りしたのでご記憶でしょうか。

今年も小黒さんから申し出があり、特に今回は、有償(五十円)で、収益金を社会福祉に協力してはいかがでしょうか」とおっ

しゃられ、次の通り実施することになりました。

皆様のご協力をお願いいたします。

○日時 四月二十日(土) 午前十一時

○場所 役場庁舎玄関前

※先着100名様に限ります。



時の人

グループで老人ホームへ慰問

“上桐有志会”代表 小川録一郎さん



上桐部落に、寺泊老人ホームへ、年一回慰問に行っている「上桐有志会」というグループがあります。今年も三月十日に慰問されたそうです。
代表の小川録一郎さんにインタビューいたしました。
— どういう会なのですか？ —
上桐部落には以前、「民謡」と「カラオケ」の二つのグループがあり「お互いに一緒にやろう」ということで始めたのが「有志会」です。まったくの趣味のグループです。
— 慰問のきっかけは？ —
自分達だけで活動しているうちに、部落の老人会から「歌と踊りを披露してくれないか」と言われ、今では毎年招待されていますが、そのうちに老人会の人々が「寺泊の老人ホームに知人が入居しているので慰問に行ってくれないか」と頼まれました。



これがきっかけで、五、六年前から毎年行っております。
— メンバーと普段の活動は？ —
男七名、女十名の計十七名です。毎月第一土曜日は踊り、第二土曜日はカラオケの練習をしており、和島まつりや芸能祭等に参加しています。
— 慰問にはお菓子持参で、その経費は全部会員負担とのこと。昨年「やすらぎの里」へもでかけ「喜んでもらって本当にうれしく、中には手を握って涙ながらに「また来てください」と懇願され、思わず「来ますよ。」と言ってしまいました。」とのこと。また、「感謝されている限り続けよう」とみんなで話し合っています。」と小川さんは言っておられました。

話し合う家庭に育つ明るい子

☆ スポット ☆

あなたは大丈夫ですか？

健康づくり講演会開催

— 3月13日(水) —



演題 「肺がんについて」

長岡赤十字病院呼吸器科部長

金子 吉一先生

輪の友情の広げよう

われら仲間シリーズ(23) 心づかい

小林 録さん(五十歳・根小屋)



ガチャンガチャンと打つ出機の音が、もしかしてご近所の耳ざわりではなからうかと思いいつも、飽きることなく毎日が繰り返されて行きます。
— 何故か私だけが取り残されていく様な気持ちになる事もしばしばですが。 —
それは庭の紅葉も残すところ一、二枚、ひとあしふたあし雪の気配を感じる様になった昨秋のある日、私の心から尊敬する友人の一人が訪ねてくれました。

荷物にならないすばらしいお土産をたずさえて。植物を通してのめずらしい語らい等々、時の過つのも忘れてしまいます。
— お婦りの際、私の拾ったくみみです。 — と紙包みを手渡されました。お見送りをすませ、包みを解きますと、それは、こんがりとした焦げ目がついて煎ってあり、しかも二つに割れ、すぐにでも調理出来る状態になっているではありませんか。このさりげない配慮は、私の心を大きくとらえました。
— 朝早くから日の暮れるまで、懸命に働き、何不自由なく満ちたりた生活の出来る昨今です。 —
しかし、友人が私に与えてくれた感動的な心のふれあいは、変りばえのしない私の生活の中にほのかな明るみを見出させてくれ、しばしの間その幸せと満足感にひたったことでした。
— 次は、上小島谷の片桐貞子さん(五十三歳)を紹介いたします。 —

笑顔の家庭に良い子が育つ

お知らせ広場

将来、国民年金を受けとるためには、きちんと保険料を納めておくことが大切です。納め忘れのままに納めていまして、保険料の額も大きくなり、何カ月分も重なり、納めにくくなります。預金口座から納入している人は、残高不足のため未納となったり、集金日

忘れては大へん、国民年金の保険料



国民年金

大敵となります!! 保険料の納め忘れ

を忘れて納入できなかつたりが未納の原因となります。納め忘れになっていないか、いまま一度確かめください。そのままになっておると年金が受けられなくなったり、年金の額が少なくなることもあります。突然の事故により障害になった時の障害年金一家の働き手を亡くした時の母子年金が受けられなくては大変です。

四月は国民年金の閉鎖月です。五十九年度の保険料は必ず納入しましょう。

◎40歳になる人

大正14・4・2〜大正14・5・1生まれ

◎65歳になる人
かけ金をかけ終わりました。

◎65歳になる人
大正9・4・2〜大正9・5・1生まれ

老齢年金の繰上請求していない方は必ず請求しましょう。

犬・猫飼育の皆さんへ

1. 畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施について
昭和60年度の畜犬登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施いたしますので、犬の飼育者は必ずお出かけ下さい。

なお、年2回の狂犬病予防注射は、新ワクチンの開発により年1回となりました。

- (1)日時場所
- 4月8日午前9時～10時15分まで。総合福祉センター前広場
 - 4月9日午前10時30分～11時まで。島田地区農協妙法寺支所裏

(2)持参するもの
印鑑、通知書(ハガキ)、愛犬手帳(お持の方)、料金1頭につき4,700円(登録料2,100円、注射料2,200円、注射済票代400円)
※自宅訪問の場合、獣医師宅で実施の場合の料金は、7,500円、6,700円となります。

2. 不要犬・猫の引取りについて
飼育犬・猫をやむを得ぬ事情により飼育できなくなった場合は、不要犬、猫として引取りします。引取り日の前日午前中までに下記に連絡して下さい。但し1頭(匹)1,000円の引取り料金が必要です。

☒連絡先
県動物保護管理センター ☎34-1416
与板保健所 ☎72-3151
役場住民課 ☎74-3111

☒引取り日
5月27日(月)
11月18日(月)
昭和61年2月24日(月)



みなさんのお手元にある国民健康保険被保険者証(保険証)が四月一日から変わります。現在の「ハタ色」から「水色」になります。このため四月一日からは水色の保険証でなければ診療を受けることができまのでご注意ください。

変り表に④の標示が付きまします。今まで二年間だった有効期限も今回より一年(今年のみ一年五ヵ月)に改正されます。なお、従来のハタ色の保険証は四月一日以降各部落の区長さんを通じて役場にお返しください。

氏名などに間違いがないかよく確かめ、注意事項を読んでおきましょう。もし間違いをみつけたときにはお手数でも役場の窓口へ申し出て、訂正してもらってください。保険証は健康へのパスポート、大切に扱います。

「四月一日から水色に、有効期限も短縮」...

村民野球場・運動広場オープン!

昭和六十年度の村民野球場・村民運動広場の使用が四月一日から開始されます。マナーを守り、注意事項にしたがって有効に御利用ください。

使用時間表(4月～11月まで)

●ただし、特別の事情等により、使用時間を変更することがあります。

	4月～8月	9月	10月～11月
A	5:30～8:00	5:30～8:00	6:00～8:00
B	8:00～10:00	8:00～10:00	8:00～10:00
C	10:00～12:00	10:00～12:00	10:00～12:00
D	12:00～14:00	12:00～14:00	12:00～14:00
E	14:00～16:00	14:00～16:00	14:00～17:00
F	16:00～19:00	16:00～18:00	

●使用の取り消しや変更があった場合は、遅くとも使用の一週間前までに教育委員会へ御連絡ください。

◎施設の使用に関しては、管理者の指示にしたがってください。

◎雨天等で効力のなくなった許可証は必ず破棄して下さい。

※詳細は教育委員会へお問い合わせ下さい。
(TEL 七四一三一一)

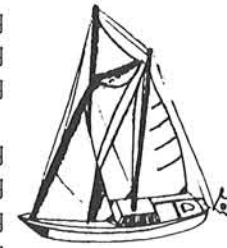
B&Gワシマ海洋クラブ会員募集!!

B&Gワシマ海洋クラブでは、昭和60年度の会員を募集しております。

対象は小学生以上とし、成人の方も大歓迎です。君も!あなたも!ヨットにポートにチャレンジしてみませんか。

入会希望者は次によりお申し込み下さい。

- ★現在会員の方
 - 年会費..... 500円
 - 傷害保険料..... 350円
 - 合計金額..... 850円
- ★新たに会員になれる方
 - 入会金..... 300円
 - 年会費..... 500円
 - 傷害保険料..... 350円
 - 合計金額..... 1,150円



公民館に申込書を用意してありますので、現金を添えてお申し込み下さい。(印鑑必要)

入会は通年行っていますが、一応の切りは4月30日(火)といたします。

※細詳は、公民館または、役場総務課阿部まで
(TEL 74-3111)

4月の心配ごと相談

- 日時... 5日、15日、25日
午前9時から午後3時まで
- 場所... 福祉センター相談室
- 内容... 生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金身障相談・職業相談・その他なんでも。

おかあさん わすれちゃダメだよ!

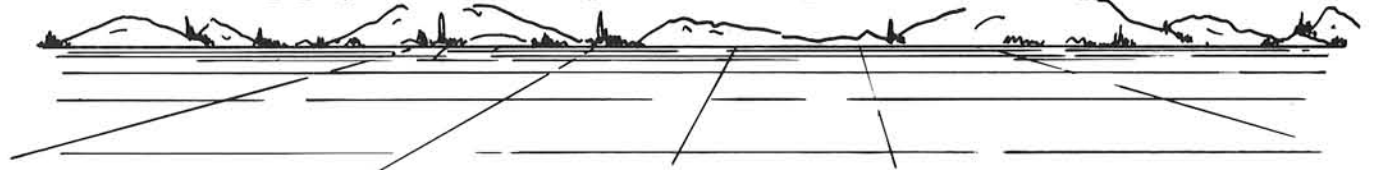
—保健衛生行事—(4月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
4	9	火	乳 児 検 診	S59年7月、8月、11月、12月 S60年11月、12月	午後1時半～3時	福祉センター
	11	木	ポリオ生ワク投与	S58年11月1日～S59年10月31日までの出生者	午後1時半～2時	"
	18	木	リハビリ訓練	リハビリ訓練希望者	午後1時半～4時	"



農用地利用増進

昭和61年より後期対策



農用地利用増進事業のしくみ

農用地の貸し借りや、売買を行う場合、村と農業委員会が農家の申し出によって権利の設定、移転の計画をまとめた「農用地利用増進計画」を作成し、公告することにより、安心して貸し借りをを行う事業です。この制度により農用地の貸し借りをした場合は、農地法の許可手続は必要なく、約束の期限になれば離作料を支払うことなく確実に返してもらえます。

さらには、農地流動化奨励金、税金等の特例も数多く認められています。

奨励金の額は

村も農用地利用増進事業の指定を受けてから五年になり、来年より後期対策に入るため、昭和六十一年より奨励金の額が変わるので本年中の利用権設定が有利と思われれます。なお、奨励金額はつぎのとおりです。



	前期対策		後期対策		交付要件			
	新規	再設定	新規	再設定	新規の交付要件	更新(再設定)の交付要件		
奨励金額 (10a当り)	3年以上 6年未満	農地	10,000円	—円	8,000円	—円	(1)中核農家への貸付 (2)奨励金の交付対象となっていない農地。後期対策は面的集積60a以上の団地形成	
		採草放牧地	2,000	—	1,600	—		
		期間借地	5,000	—	4,000	—		
	6年以上 10年未満	農地	20,000	20,000	20,000	16,000	(1)中核農家への貸付 (2)奨励金の交付対象となっていない農地	(1)中核農家への貸付 (2)面的集積60a以上の団地形成
		採草放牧地	4,000	4,000	4,000	3,200		
		期間借地	10,000	10,000	8,000	8,000		
	10年以上	農地	30,000	30,000	30,000	24,000	(1)中核農家への貸付 (2)奨励金の交付対象となっていない農地	(1)中核農家への貸付 (2)面的集積60a以上の団地形成
		採草放牧地	6,000	6,000	6,000	4,800		
		期間借地	15,000	15,000	12,000	12,000		
実施期間		S56～S60		S61～S65				

※この制度による貸し借り、売買を希望される方は、農業委員会にお問い合わせ下さい。

よく承知ですか?

「農業振興地域制度」

昭和四十四年に農業振興地域制度が発足して以来、これまでに全国三、〇六六地域の農業振興地域が指定されました。

わが村も昭和四十六年にこの指定を村一円に受けております。農用地区域については、水田の大部分である七九〇・二ヘクタールの面積がこの用途指定を受けています。近年この農用地の地目変更手続前にすでに土盛等の事前着工が見られますのでこの区域内水田を農地以外に使用する場合は整備計画変更手続が必要であり、これには村協議会及び県の農政審議会の承認が必要であり時間もかかります。村としても原則として年一回の計画変更で対応する考えでいます。これらの計画がありましたらお早目に役場産業振興課へ相談して下さい。

一、農用地区域外に代替すべき土地がないものであること。

二、可能な限り農用地区域の周辺部の土地等変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微である土地を除外するものであること。

三、変更後の農用地区域の集団性が保たれるものであること。

四、変更後、土地利用の混在が生じないものであること。

五、国の直轄又は補助による土地改良事業、農業構造改善事業等によって土地基盤整備事業を実施中の地区内の土地及び当該事業が完了した年度の翌年から起算して八年を経過していない地区内の土地を農用地区域から除外するものではないこと。

昭和六十年度

農作業雇傭の標準賃金

和島村農業委員会では昭和六十年度農作業雇傭の標準賃金を決定するに於いて過去二カ年間の据置きであったことと、隣接町

村、他産業の状況や、農産物等の価格のつりあいを考慮して最も妥当と思われる賃金を定めましたので参考にして下さい。

尚、例年のとおり農家には標準賃金表を配布致しますので御利用下さい。

昭和60年度農作業雇傭の標準賃金表

作業名	労働種別	基準	賃金	摘要
水田耕起	トラクター	10a請負	5,800円	
"	"	"	6,300	代かき
春田作業	男	1日	6,300	まかない1食付
"	女	"	5,300	"
田植	男女共	"	6,800	" 2食付
"	田植機	10a請負	17,800	育苗含む(苗20枚)
"	"	"	5,200	機械植えのみ
稲刈	男女共	1日	6,300	まかない1食付
"	バインダー	10a請負	7,300	結束
"	コンバイン	"	16,500	農道まで(倒伏状態において2割以内の増減)
その他秋作業	男	1日	6,300	まかない1食付
"	女	"	5,300	"
その他の作業	男	"	5,300	まかないなし
"	女	"	4,800	"
乾燥調整		10a請負	11,000	包装含む
精米		1俵	700	

※ 苗のみ購入の場合は(苗1枚615円)原則としてハウス渡して、運搬した場合1箱50円とする。

議会だより

3月定例会 (和島村議会事務局)

昭和60年度予算決まる！

一般会計予算 **13億8,700万円(+24.6%)**
 国保特別会計予算 **2億3,275万円(+ 4.2%)**
 老人保険特別会計予算 **2億8,153万円(-15.2%)**

昭和60年第1回和島村議会定例会は、3月6日招集され、会期10日間で3月15日、提案された全議案を議決し閉会しました。

この会期中に提案されました議案件数は予算関係6件、条例制定・改廃で31件、請願1件、意見書1件、人事案件1件その他1件となっております。

まず初日は村長行政報告の中で、村民憲章制定についての報告などに続いて、議長より一部事務組合議会の報告が行われた後、昭和59年度の一般会計補正予算など3件が即決されました。

続いて午後からは新年度予算に係る条例の審議に入りましたが、従来と同じように村長の提案理由説明、総括質疑の後、詳細に審査するため所管の常任委員会に付託されました。

本会議2日目は昭和60年度の一般会計・特別

会計予算が上程され、審議に当り、村長より村政に対する所信表明と予算の基本大綱が述べられました。

質疑の後、一般会計予算は予算審査特別委員会に、特別会計予算は所管の常任委員会にそれぞれ付託され、詳細に審査されることになりました。

8日から委員会審査に入り、12日まで実施されました。

14日には8名の議員により一般質問が行われ行革問題など村当局の考えが質されました。

最終日には各委員会の報告に続き、採決の結果付託されました全議案とも原案どおり可決されました。

今期定例議会で決まりました主な議案の内容及び一般質問の要旨は下記のとおりです。

村長提出議案

- 議案第四号 昭和五十九年度和島村一般会計補正予算(第七次)について(原案可決)
第七次補正は歳入歳出、五四七千円の増額で、予算総額は一、三三三、四六一千円の規模となっております。この中で歳出では補助事業等予算調整に伴う減額、不要額を含め二〇、〇〇〇千円を減債基金に積立て、六十年以降に村債の繰り上げ償還に充てるため留保するものであります。
- 議案第五号 昭和五十九年度和島村国民健康保険特別会計補正予算(第三次)について(原案可決)
第三次補正は歳入歳出二、五四六千円で、予算総額は二四二、九一〇千円の規模となっております。この中で主なる歳出では療養給付費不足分九、三〇七千円が見込まれております。
- 議案第六号 昭和六十年度和島村老人保健特別会計補正予算(第三次)について(原案可決)

- 議案第七号 和島村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)
一般職員の定期昇給、給与改定率等勘案のうえ、平均六・二パーセントの引き上げが本年十月一日より実施されることとなりました。
- 議案第八号 和島村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)
前途と同様、本年十月一日より引き上げられることと決まりました。
- 議案第九号 和島村教育委員

職名	改正前	改正後
議長	四三三千元	五三三千元
助役	三六〇千元	四四〇千元
収入役	三〇〇千元	三三〇千元
職員	二〇九千元	二二九千元
副議長	一九九千元	二六〇千元
常任	二〇三千元	二〇九千元
委員長	二〇〇千元	二〇七千元
議員	一〇七千元	一〇七千元

議会を傍聴しましょう!!

五、質問要旨

現在実施されている長期計画はどのような行政水準を目標としているか。また、目標に対してどれだけ達成されているか、今後の見通しはどのような考えか。

◎村長答弁要旨

長期計画は十年を想定しており、住民が定住しやすいよ

◎村長答弁要旨

長い歴史の中で問題でありますから、十分に住民とのコンセンサスを図りながら進めてもらいたい。補助等については、前例をみながら考えていかなければならないと思っております。

七、質問要旨

住家連たん又は構築物等の障害により除雪車が入れない村道は、部落で相当の費用を負担して除雪をしているが、こ

◎村長答弁要旨

子供広場はできれば各部落に欲しいが、用地は地元でお願いしている。希望地区で用地準備があれば、県単事業なり、日赤の事業で進めていきたい。なお、県単事業は九九〇平方メートル以上の用地が

八、質問要旨

各地域又は部落に安全な子供広場の設備を望むがどうか。

◎村長答弁要旨

村を担う子供達のために、

◎村長答弁要旨

これらの箇所には村で消雪パイプを敷設していただけないか。

九、質問要旨

必要とされております。学校給食の在り方について改善勧告通達がされていると思うが、その中で本村は、給食婦のパート方式か、全校共同方式か、民間委託、センター方式のいずれの考えでいられるか。いずれにしてもパランスのとれた栄養が必要であり、また、おふくろの味を大切に考えるが。

◎村長答弁要旨

いろいろの場合を考えて対処しなければならぬ。それぞれの学校で給食施設を作っているのでも直ぐ対応できない。北辰中学校の給食施設は新しいし、両小学校の給食施設は古い。当分の間、現行体制で続け、行革の中で課題の一つとして検討していきたい。

十、質問要旨

村行政改革について役場機構を将来の長期展望に立って縄張り排除、相互扶助体制のとれる弾力性のある機構とするため課を少なくしたかどうか。また、事務事業の見直しの中で民間委託、電算化、機械化等の考え方はどうか。職員定数管理と適正配

◎村長答弁要旨

行革については、村独自で既に推進していたところでありますが、今回特に国、県の指導もあり、村長を中心とした庁内推進本部で検討し、委員会に諮問し、その方向で進めて参りたい。そこで、機構については、直ぐには申し上げられないが、事業部門からすると難しい。働きがいのある体制を作ることが大切であります。事務事業の見直しについては、その方向で進めたい。除雪等についても、又定員管理の中で事務の電算化も当然必要であります。定員管理については、本年は二名減の条例も提案しており、これからの事務事業の見直しの中で検討したい。これらを総合した財政構造に弾力性を持たせ住民サービスを怠らないように進めて参りたい。



議会を傍聴しましょう!!

会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

改正前 改正後

三〇七千円 三二七千円

※議案第九号以下は本年四月一日より実施されることに決まりました。

○議案第十号 和島村公民館条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十一号 和島村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

村の行政委員会の委員及び附属機関の各種委員の報酬も併せてそれぞれ引き上げられました。

区長報酬 改正後

平均割年額 二七、二〇〇円 世帯割年額 一、九〇〇円 (以下省略)

○議案第十二号 和島村消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

非常勤特別職の報酬等に準じて五・六パーセント引き上げられることになりました。

○議案第十三号 和島村職員定数条例の一部を改正する条例について(原案可決)

本年三月末、一般事務職員二名が退職する中で、これを補充しないで職員の定数管理を図るものであり、これにより村職員の定数は六十六名となりました。

数条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十四号 和島村手数料徴収条例の一部を改正する条例について(原案可決)

昭和五十五年以降据置かれていた印鑑証明交付手数料等が一件二〇〇円から三〇〇円に引き上げられました。

○議案第十五号 和島村表彰条例の一部を改正する条例について(原案可決)

表彰条例中、村職員の表彰年を二十五年から三十年に延長するものであり、これは職員の長期勤続化が進む中で、全国町村会の永年勤続表彰基準に合わせた改正であります。

○議案第十六号 和島村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

条例中、宿泊等に関する旅費の不合理性を改正するものであります。

○議案第十七号 和島村村税条例の一部を改正する条例について(原案可決)

例の一部を改正する条例について(原案可決)

本年四月一日より日本専売公社が特殊会社に改組されるため、それらに係るただ消費税の条文が改められるものであります。

○議案第十八号 和島村行政改革推進委員会設置条例の制定について(原案可決)

かねてより各地方自治体では事務事業の見直し、定員管理の適正化、簡素合理化等を推進している中で、更にこの厳しい社会経済情勢に対応するため、この条例を制定し、これを強力に進めようとするものであります。

○議案第十九号 和島村農業研修センター設置及び管理に関する条例の制定について(原案可決)

本年三月末をもって廃止されることになりました三島北部農業改良普及所の建物を県より無償で譲渡を受けるについて、その用途が農業研修センターとして利用することで県との協議がされたので、受理後の管理等について条例を制定するものであります。

○議案第二十号 和島村工場誘致条例の一部を改正する条例について(原案可決)

道から廃止されることになりました。

○議案第四十二号 和島村教育委員会委員の任命について(同意)

欠員中であつた和島村教育委員会委員の後任に、大字辺張北組二七番地大宅博氏が同意されました。

致条例の一部を改正する条例について(原案可決)

県条例及び租税特別措置法施行令等の改正により、工場の新設又は増設で指定の対象となる場合の固定資産の取得価格の合計額が一五、〇〇〇千円から一八、〇〇〇千円に引き上げられたことに併せ、村の条例を改正するものであります。

○議案第二十一号 和島村へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について(原案可決)

四月より約一〇パーセント引き上げられることになりました。

○議案第二十二号 和島村乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

健康保険法等の一部改正による関連条文の整理等が主なる改正であります。

○議案第二十三号 和島村国民健康保険条例の一部を改正する条例について(原案可決)

改正の主なる内容は、健康の保持増進を図るため保健施設費の見直しと保険料の算定方法について一般被保険者と

退職被保険者等の区分について条例化されました。

○議案第二十四号 和島村立和島幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について(原案可決)

四月より一〇パーセント引き上げられることになりました。

改正前 月額 五、〇〇〇円 改正後 月額 五、五〇〇円

○議案第二十五号 和島村総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十六号 和島農村勤労福祉センター設置及び管理条例に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十七号 和島村文化スポーツセンター設置及び管理条例に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十八号 和島村民野球場の設置及び管理条例に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十九号 和島村民運動広場の設置及び管理条例に関する条例の一部を改正する条例

度と和島村国民健康保険特別会計予算について(原案可決)

○議案第四十号 昭和六十年度和島村老人保健特別会計予算について(原案可決)

○議案第四十一号 村道路線の廃止について(原案可決)

村道の見直しをした中で、林道・農道的な性格の濃い高畑・阿弥陀瀬線他八路線が村

請

願

○請願第一号 多目的研修会施設の補助金交付に関する請願

(採択) 和島地区農協では、新農業構造改善事業の一環として、組合員の農業・生産の研修、集会等各種の活動を通じ、地域農業の再編と生産組織なら

意見書

○意見書第一号 豪雪地帯における所得税等の減税制度化を

求める意見書(原案可決)

一般質問

一、質問要旨

島崎郷、旧桐原郷で再圃場整備をやらなければならない

という気運が高まっているが、村長はこれらの対応をどう考えておられるか。

◎村長答弁要旨

圃場整備については、今さら申し上げるまでもなく、必要性については同感であります。流動的である稲の作付け等、厳しい農業情勢の中で構造を改善して、合理化を行い経営規模の拡大により農家経営の安定を図っていく必要がある。このため、再圃場整備は是非必要であります。二〇〇町歩以上なら県営事業で対応の策もあり、今後、農協と話し合いながら進めていきたい。

二、質問要旨

農協を中心に地域住民と組合員一体のふれ合いを深めることが振興の原点と考えるかどうか。また、その意見で農協が建設予定している多目的研修センターに補助するべきと思うかどうか。

◎村長答弁要旨

前段全くその通りであります。研修センター補助金については、組合員のふれ合いの中で農業推進は大切なことであり、基本的には補助をさせてもらう考えは持っている。しかし、村の財政状況が非常に厳しい中で、村自体の仕事

三、質問要旨

農協合併について、その目処は昭和六十四年三月と聞いているが、仲介役をとられる村長としては推進していく意味で補助金等は考えておられるか。

◎村長答弁要旨

農協合併については努力しているが、六十四年三月は長道中だ。いろいろな事情があるが、なんとしても進めたい。補助金等については、合併した段階で考えていきたい。事業推進に補助金を出す気持ちはない。資産内容等については、農協自身の中で努力解決してもらいたい。

四、質問要旨

村で決定する農業所得については反収の評価が実収と大きな差がありすぎる。今後、実収に合った適正な反収とすることを望むかどうか。また必要経費は課税者側の調査結果やその他参考資料により一方的に算定されていないか。

◎村長答弁要旨

決定権は市町村長にありま